

判決年月日	平成24年10月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）10432号		
○発明の名称を「非圧縮性ピボットを備えたシザー端部が捕獲された折畳み可能なキャノピー骨組構造体」とする発明について、本件各特許発明は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができ、本件特許は、特許法123条1項2号に該当し、無効とすべきものであるとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

1 本件は、原告らが、発明の名称を「非圧縮性ピボットを備えたシザー端部が捕獲された折畳み可能なキャノピー骨組構造体」とする発明についての特許権者であるところ、被告が、本件特許の無効審判請求をし、原告らは、本件特許の訂正請求をしたが、特許庁が、「訂正を認める。特許第2625255号の請求項1～6に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をしたことから、原告らがその審決の取消しを求めた事案である。

2 裁判所の判断

裁判所は、本件各特許発明と引用発明との相違点1に関する審決の容易想到性の判断には誤りがあるとして審決を取り消した。その判断の概要は以下のとおりである。

(1)本件特許発明1は、支持部材の下端部が支持面である地面に係合され、上端付近（支持面の上方）にキャノピーカバー等が配置される骨組構造体であることから、風力等によりシザー要素の横方向の変形及びねじりによる変形を生じ得るという課題を有するものであり、マウント（連結装置）の「平行な側壁部分は上端部又は下端部において水平な壁部分で相互に連結されて」いる構成は、シザー要素の上記の変形を阻止する作用を有するものであり、連結部分の構造を改良・強化することにより、課題を解決する手段であるといえる。

一方、引用発明は、止め孔を通じて支持面に定位され、風圧等による横方向の力の影響を受けやすい構造体の上部に屋根等が配置される（第1図ないし第6図）ことから、風圧等によるシザー要素の横方向の変形及びねじりによる変形をも考慮して、構造体の補強を指向するものと一応認められるが、引用発明の上固定支えバー軸体、下活動支えバー軸体（本件特許発明1のマウントに相当すると認められる。）は、端縁シザー組立体の外側端部がソケットを有し、上記バー軸体が当該ソケット内に受け入れられるものとなっており、かつ、ソケットの平行な側壁部分は上端部又は下端部において水平な壁部分で相互に連結されていない構成であるところ、甲1には、かかる構成が、シザー要素の上記の変形を阻止する作用を有すること及びそのために連結部分の構造を改良・強化するものであること（本件特許発明1の課題と解決）については、記載も示唆もされていないというべきである。

また、甲5、甲7及び甲9には、ソケットの平行な側壁部分が上端部又は下端部において水平な壁部分で相互に連結されている構成が示されておらず（この点は、被告も特に争っていない。）、また、シザー要素の横方向の変形及びねじりによる変形を生じさせるような力

に対する考慮も示唆されていない。また、甲４及び甲８には上記構成と同様の構成が示されているが、以下のとおり、本件特許発明１や引用発明において想定される、シザー要素の上記の変形を生じさせるような力の作用を考慮した連結装置を開示するものとはいえない。

そうすると、上記ベンチ及び上記腰掛けは、上記の構成、目的及び用途からして、シザー要素の横方向の変形及びねじりによる変形を生じさせるような態様の力が作用することは想定しがたいものであって、甲４及び甲８に、そのような作用を想定した連結装置が開示ないし示唆されているとは認められない。

以上によれば、甲１には、本件特許発明１のマウントに相当する上固定支えバー軸体、下活動支えバー軸体の構成により、シザー要素の横方向の変形およびねじりによる変形を阻止する作用を有することは格別記載も示唆もされていないから、甲１に接した当業者が、かかる変形を阻止するために、さらに、上記軸体の構成を、相違点１に係る本件特許発明１の構成とすることに容易に想到するとは言い難い。また、仮に、甲１の記載から、引用発明における上記軸体の構成を変更することの示唆を得たとしても、上記のとおり、甲４、甲５、甲７ないし甲９は、ソケットの平行な側壁部分は上端部又は下端部において水平な壁部分で相互に連結された構成は示されていないか、シザー要素の上記の変形を阻止する作用を考慮したものではないから、これらに記載された技術を引用発明に適用することが容易とはいえない。

したがって、甲４、甲５、甲７ないし甲９には、骨組み構造のたわみやねじりに対する強度を向上するための枢軸構造として「ソケットの平行な側壁部分の一端を水平な壁部で相互に連結」された構造は開示されていないとして、引用発明において、連結装置を、側壁部分が水平な壁部で相互に連結される構成に置換して、相違点１に係る本件特許発明１の構成とすることは困難である旨の原告らの主張には理由がある。

本件特許発明１と引用発明との相違点１に関する審決の容易想到性の判断には誤りがある。

(2)本件特許発明１と引用発明との相違点１は、本件特許発明２ないし６と引用発明との相違点でもあるから、本件特許発明２ないし６が、引用発明及び周知技術に基づいて容易に想到できたとする審決の判断にも誤りがある。